

## 大川市転入子育て世帯家賃補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小学生以下の子どもを扶養する子育て世帯及びこれから子育てを行う世帯に対し、経済的負担を軽減し、安心して子育てを行うことができるよう支援するため、新たに転入して大川市内の賃貸住宅に入居する子育て世帯の者に、転入子育て世帯家賃補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、大川市補助金等交付規則(昭和56年大川市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 平成29年3月1日以降において大川市に転入し住民登録した世帯で、転入日時時点で現に学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に規定する期間の終わりまでの子ども(以下「子ども」という。)を扶養する世帯
- (2) 賃貸住宅 子どもを扶養する2親等以内の親族が、賃貸借契約を締結し自己の居住の用に供する市内の住宅。ただし、次に掲げる住宅を除く。
  - ア 市営住宅、県営住宅その他の公的賃貸住宅
  - イ 社宅、公務員の宿舎、寮その他の給与住宅
  - ウ 賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅
  - エ 短期賃貸住宅(賃貸借契約の期間が1年未満のものをいう。)
  - オ 居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合した併用住宅で、その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていないもの
  - カ その他市長が補助金を交付することが不相当と認める住宅
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料(共益費、駐車場使用料その他の住居以外に係る費用を除く。)の月額
- (4) 住宅手当 雇用者が被雇用者のために負担する費用又は支給する手当その他の住宅に関する全ての費用の月額
- (5) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を控除した額
- (6) 入居 子育て世帯について、世帯全員が大川市内の賃貸住宅に現に居住し、かつ、当該賃貸住宅の所在地を住所として住民基本台帳に登録されていること。
- (7) 市税等 本市の市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金、下水道使用料、保育料をいう。

### (対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 転入を理由に新たに大川市内の賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、当該住宅に入居している子育て世帯であること。(住民登録日の前日から起算して1年前の日までに大川市に住所を有していた場合を除く。)
- (2) 第7条の認定を申請する日(以下「認定申請日」という。)において、現に子どもと同居していること。
- (3) 世帯員のいずれもが過去にこの補助金及び新婚世帯家賃補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 子どもを現に扶養する者のうち、いずれかが賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該賃貸住宅の家賃の支払いをしていること。
- (5) 入居している賃貸住宅の家賃を滞納していないこと。
- (6) 子育て世帯を構成する者のいずれもが、市税等を滞納していないこと。
- (7) 子育て世帯を構成する者のいずれもが、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助、他の公的制度による家賃補助等(市長が認めるものを除く。)を受けていないこと。
- (8) 子育て世帯を構成する者のいずれもが、大川市暴力団排除条例(平成22年条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (9) 子育て世帯を構成する者のいずれもが、大川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助の限度)

第4条 補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において行う。

(補助金の月額)

第5条 補助金の月額(以下「月額補助金」という。)は、実質家賃負担額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)で、15,000円を上限とする。

(対象期間)

第6条 補助金の交付対象期間は、認定申請日の属する月を含め24か月を限度とする。

2 前項の期間内に第12条に規定する事由により交付認定を取り消した場合は、その事由の発生日が属する月以降の期間は、交付対象期間としないものとする。

(認定申請)

第7条 補助金交付の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、大川市転入子育て世帯家賃補助金交付認定(変更)申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、転入の日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、令和4年4月1日以降に転入した場合は、令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 入居している賃貸住宅の賃貸借契約書の写しまたはそれに準ずる書類
- (2) 給与所得のある世帯員全員の住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (3) 世帯全員の本市の市税の滞納のない証明書(発行日から1か月以内のもの)
- (4) 世帯全員の大川市暴力団排除条例に係る誓約書兼同意書(様式第3号)
- (5) 世帯全員の個人情報の照会・確認に関する同意書(様式第4号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 認定申請者は、当該賃貸住宅の契約者でなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、大川市転入子育て世帯家賃補助金交付認定結果通知書(様式第5号)により、認定申請者に通知するものとする。

(対象世帯の特例)

第8条 第2条第1号及び第3条第2号の規定にかかわらず、子どもがいない世帯で、転入日時点において母子健康手帳の交付を受けている世帯であって、かつ、令和5年3月31日までに子どもが出生した世帯については、補助金の対象とする。

2 前項の場合において、前条の補助金の認定申請は、子どもが出生した日から1年以内にするものとする。ただし、令和4年4月1日以降に子どもが出生した場合の認定申請は、令和5年3月31日までにするものとする。

(交付申請)

第9条 第7条の認定を受け、補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、交付対象期間が属する各年度の3月中に、大川市転入子育て世帯家賃補助金交付申請書(様式第6号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃領収書の写しその他家賃を支払ったことを証明できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、大川市転入子育て世帯家賃補助金交付/不交付決定通知書(様式第7号。以下「決定通知書」という。)により、交付申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の交付決定を受け、補助金の交付を受けようとする者(以下「交付請求者」という。)は、大川市転入子育て世帯家賃補助金交付請求書(様式第8号。以下「交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書の提出があったときは、速やかに大川市転入子育て世帯家賃補助金交付通知書(様式第9号)により交付請求者に通知し、補助金を交付するものとする。

(変更申請)

第11条 交付認定を受けた者(以下「交付認定者」という。)は、交付対象期間内に認定申請の内容に変更があるときは、市長に内容の変更について申請し、その承認を得なければならない。

2 第7条の規定は、前項の変更の申請について準用する。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

(認定取消)

第12条 市長は、交付認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付認定及び交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象となる子どもと同居しなくなったとき。
- (2) 対象となる子どもが他の市区町村の住民基本台帳に登録されたとき。
- (3) 対象となる子どもが死亡したとき。
- (4) 対象となる子どもが学校教育法第17条第1項に規定する期間を終えたとき。
- (5) 第3条又は第8条に規定する交付対象要件に該当しなくなったとき。
- (6) 前条第1項に規定する変更申請を行わないとき。
- (7) 偽りその他不正の行為により交付決定を受けたとき。
- (8) その他市長が補助金の交付対象として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき交付認定及び交付決定の全部又は一部を取り消したときは、大川市転入子育て世帯家賃補助金決定取消通知書(様式第10号)により、交付認定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付認定者が前条第1項各号のいずれかに該当した後に補助金の交付を受けたことが判明した場合、補助金を返還させるものとする。

2 前項に規定する補助金の返還については、大川市転入子育て世帯家賃補助金返還命令書(様式第11号)により交付認定者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付認定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。